

市長コラム

しんげの一言メッセージ

台風19号への対応について

東日本一帯に甚大な被害をもたらした台風19号。この原稿を書いている10月17日現在、全国で死者77名、行方不明者9名と報道されています。改めて犠牲になられた皆さまのご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

本庄市においては床上浸水10軒、床下浸水12軒、その他農地への浸水、土砂崩れや道路の陥没などで県道が1か所、市道も25か所で通行止（うち橋梁8か所）となっています（いずれも上記同様17日時点）。

特に家屋の浸水被害を受けたお宅の中には、片付けもままならない状態の方々もおられます。市ではお見舞金の支給や防疫についての情報提供、社会福祉協議会ではボランティア登録者への活動要請やお困りの方向けのサイト開設も始めます。改めて被害にあわれた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

今回の台風では本庄市にとって将来への教訓となる事態がいくつか起きました。

10月12日には土砂災害警戒区域をはじめ、市内全域に対し気象庁から「大雨特別警報」が初めて発令されまし

た。これによって前日11日から開設していた避難所を増設し、ピーク時には全10か所の避難所に合わせて1,500人を超える方々を受け入れるという、これも初めての事態となりました。

また、利根川が増水し、氾濫の危険に向けて警戒すべき「レベル4」の段階まで水位が上がり、中小河川の氾濫を心配していた市の災害対策本部には更なる衝撃が走りました。利根川はその後も下流の方で氾濫が心配される事態となり、改めて「利根川は大丈夫」は安全神話でしかないことを思い知らされました。

さらに台風の後も土砂災害の危険性が残っているなど、この先まだ何が起こるか分からない状況です。

今後も災害は我々を襲って来ます。規模が大きくなればなるほど、行政のきめ細かい対応は難しくなります。真に必要なところに公助の手が届くためにも、市民の自助そして共助の体制づくりがますます求められて来ます。皆さまのご理解とご協力を、どうぞよろしくお願い致します。共に備えてまいりましょう。

本庄市長 吉田信解

住居確保給付金の申請を受け付けています

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、又は住居を失うおそれのある方へ家賃相当分（上限あり）の住居確保給付金を支給し、住まいの安定と就労支援を行っています。支給には条件があります。詳しくは左記へ。

☎25-1720

都市計画の案の縦覧

本庄都市計画の変更案を次のとおり縦覧します。市内在住者及び利害関係者は、意見を提出することができます。変更する都市計画

縦覧場所 都市計画課（市役所2階）、支所環境産業課（アスピアこたま内）

うち、平成31年度住民税非課税者

商品券販売期限 令和2年2月28日(金)まで

霜月の和菓子

TEL: 0495-22-2315

お知らせ

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象です

所得税の確定申告と市県民税申告の社会保険料控除として、納付額が申告できます。

注意 運転免許証や保険証など本人が確認できるもの

★(国民健康保険税) 収納課 ☎25-1181

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です

庭先や空き地などで、ごみを燃やすことは、煙やにおい、灰の飛散などによって近所迷惑になるばかりでなく、有害なダイオキシン類の発生、pm2.5などの微小粒子状物質の発生原因にもなります。

★環境推進課 ☎25-1117



しなのめ信用金庫

本庄支店 本庄市駅南 1-13-10 TEL: 0495-21-2222

お見積りは無料です。お気軽にお電話。ご来店ください!! お待ちしております。三ツ星ウゴウゴ

★あきらめていませんか? 障害年金を!! 病気やケガのために日常生活や仕事に支障のある方でお心当たりのある方、障害者手帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談下さい。